

平成17年(モ)第13686号 移送申立事件(甲事件)

平成17年(モ)第13731号 移送申立事件(乙事件)

基本事件・平成17年(ワ)第22482号損害賠償請求事件

決 定

大阪市北区天神橋二丁目北2番6号

甲事件申立人(基本事件被告)

株式会社フジオフードシステム

同代表者代表取締役 藤 尾 正 弘

東京都台東区寿二丁目1番13号

乙事件申立人(基本事件被告)

株式会社ベンチャー・リンク

同代表者代表取締役 松 本 信 彦

甲・乙事件相手方(基本事件原告)

A

B

C

D

上記4名訴訟代理人弁護士	神	田	高
同	坂	本	弥
同	菅	俊	治

主 文

本件各申立てをいずれも却下する。

理 由

1 本件各申立ての趣旨及び理由は別紙の各移送申立書に記載のとおりである。

2 基本事件の概要

基本事件は、相手方ら（フランチャイジー）が申立人株式会社フジオフードシステム（フランチャイザー。以下「申立人フジオフード」という。）とそれぞれ「ごはん家まいどおおきに食堂」フランチャイズ基本契約（以下「本件各F C契約」と

いう。)を締結して食堂を開店したが、申立人フジオフードによる本件各F C契約の勧誘が、独占禁止法が定める「不公正な取引方法」の一般指定第八項の「ぎまんの顧客誘引」に該当するから公序良俗に反して無効である、仮にそうでなくても故意の不法行為に該当するとして、F C加盟金(及び保証金)の返還又は同金額相当の損害賠償を求め、さらに、申立人フジオフードの経営指導義務の不履行による損害賠償としてこれまでに支払ったロイヤリティ相当額の支払を求め、申立人株式会社ベンチャー・リンク(以下「申立人ベンチャー・リンク」という。)に対しては、同申立人が本件各F C契約において不可欠かつ重要な役割を果たしている、信義則上、申立人フジオフードと同じ義務を負っているのに、その義務を果たさなかったから、不法行為責任を負うとして、申立人フジオフードと連帯して同額の損害賠償を求めるものである。

3 申立人フジオフードの申立て(甲事件)について

(1) 申立人フジオフードは、本件各F C契約に「本部(申立人)の本店所在地を管轄する裁判所をもって第1審の唯一の管轄裁判所とすることに合意する。」との専属的合意管轄の定めがあるから、基本事件はその定めに従って大阪地方裁判所で審理されるべきであると主張し、相手方は、基本事件の法定の土地管轄が当庁にあること、申立人ベンチャー・リンクに対する請求について当庁に土地管轄があるので、民事訴訟法7条、38条前段により、申立人フジオフードに対する請求についても当庁に併合管轄があること、相手方の店舗の所在地がいずれも東京都内であり、今後の審理は当庁で行うほうが便宜であることを理由に、基本事件を大阪地方裁判所に移送すべきではないと主張する。

(2) 確かに、申立人指摘の専属的管轄の合意があり、原則として、この管轄合

意により他の法定の土地管轄は排除されていることが認められるが、しかし、基本事件の法定の土地管轄が当庁にもあることは相手方らの指摘するとおりであり、申立人フジオフードの資本金が6億2208万円余であるのに対し、相手方らはいずれも資本の総額又は額が300万円から1450万円の小規模な会社であり、双方の資力ひいては訴訟遂行に要する費用の負担能力には大きな格差があると推認されること、相手方らの代表者の住所がいずれも東京都内又はその近辺にあることを考慮すると、民訴法17条の趣旨を尊重し、訴訟の著しい遅滞を避け、かつ、当事者間の衡平をはかるためには、基本事件を大阪地方裁判所に移送することはせず、むしろ当庁で審理するのが相当であると思料される。

4 申立人ベンチャー・リンクの申立て（乙事件）について

(1) 申立人ベンチャー・リンクは、本件各F C契約における申立人フジオフード・各相手方間の専属的管轄合意の効力は、その文言（「・・・その他の合意に関連する一切の紛争について・・・」）及びその文言の趣旨に照らし、また、両申立人に対する各請求が主従の関係にあり一体として解決されるべきであることから、申立人ベンチャー・リンクにも及ぶものであり、したがって、基本事件は管轄違いである、さらに、基本事件のうち申立人フジオフードに係る部分が管轄違いにより大阪地方裁判所に移送されることが明らかであり、申立人ベンチャー・リンクの請求についても申立人フジオフードに対する請求と併せて同一の裁判所で審理し、統一的な判断をするのが訴訟経済上からも望ましく、そうすると、訴訟の著しい遅滞を避け、当事者間の衡平を図るためにも、移送すべきであると主張する。

(2) しかし、本件各F C契約の専属的管轄の合意が申立人ベンチャー・リンクにも及ぶとすることはできず、基本事件の同申立人に対する部分が管轄違いである

と認めることはできない。また、前示のとおり、基本事件のうち申立人フジオフードに対する部分を大阪地方裁判所に移送することは相当ではなく、そうすると、併合審理・統一的判断のためには、申立人ベンチャー・リンクに対する部分のみを移送することも同様に相当ではないことになる。

5 以上から、本件各申立てはいずれも理由がないから、これを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成18年1月12日

東京地方裁判所民事第28部

裁 判 官 加 藤 謙 一

平成17年(ワ)第22482号 損害賠償請求事件

原告 A 外3社

被告 株式会社フジオフードシステム

被告 株式会社ベンチャー・リンク

移送申立書

平成17年12月1日

東京地方裁判所 民事第28部ろB係 御中

被告株式会社フジオフードシステム訴訟代理人

弁護士

E

頭書事件につき、次のとおり移送の申立をする。

第1 申立の趣旨

本件を大阪地方裁判所に移送する。

との決定を求める。

第2 申立の理由

- 1 原告らと被告株式会社フジオフードシステムとの間で締結された「ごはん家まいどおおきに食堂」フランチャイズ基本契約書(乙1~乙4)第42条(乙2は第44条)及び「神楽食堂 串家」フランチャイズ基本契約書(乙5)第42条によると、「本部(被告株式会社フジオフードシステム)及び加盟店(原

告ら)は、本契約および本契約に付随して締結された契約、覚書その他の合意に関連する一切の紛争について、本部の本店所在地(大阪市北区)を管轄する裁判所(大阪地方裁判所)をもって第1審の唯一の管轄裁判所とすることに合意する。」と定められている。そして、本部(被告株式会社フジオフードシステム)の本店所在地を管轄する裁判所は大阪地方裁判所である。

上記条項は、専属的管轄の合意であることは明らかであり、その目的、趣旨は被告株式会社フジオフードシステムと締結されるフランチャイズ契約に関して紛争が生じ訴訟になったときは、その訴訟における訴訟物や法律構成の如何を問わず全ての訴訟が合意した大阪地方裁判所に集中的に提起されるべきことを合意したものであると解すべきである。

よって、本件訴訟については、専属合意管轄裁判所である大阪地方裁判所に移送して審理すべきである。

疎明書類

- 1 乙1号証ないし乙4号証 「ごはん家まいどおおきに食堂」フランチャイズ基本契約書 抜粋
- 2 乙5号証 「神楽食堂 串家」フランチャイズ基本契約書 抜粋

添付書類

- 1 本申立書副本 2通
- 2 乙号証写し 各1通
- 3 訴訟委任状 1通

以上

平成17年(ワ)第22482号 損害賠償請求事件
原告 A 外3名
被告 株式会社ベンチャー・リンク 外1名

移送申立書

平成17年12月2日

東京地方裁判所民事第28部ろB係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士

F 外

上記当事者間の御庁頭書事件について、被告株式会社ベンチャー・リンク(被告ベンチャー・リンク)は、以下のとおり移送の申立てをする。

第1 申立の趣旨

被告ベンチャー・リンクに対する請求を大阪地方裁判所に移送する旨の決定を求める。

第2 申立の理由

1 管轄違い(民事訴訟法16条1項)

(1) 原告らが被告株式会社フジオフードシステム(以下「被告フジオフードシステム」という。)との間で締結した各フランチャイズ基本契約書(以下「本件各加盟契約」という。)にはいずれも専属合意管轄条項が存在する。すなわち、原告らと被告フジオフードシステム(被告フジオフードシステム)が締結した「まいどおおきに食堂」フランチャイズ基本契約書においては、第42条に、「本契約および本契約に付随して締結された契約、覚書その他の合意に関連する一切の紛争について、本部の本店所在地を管轄する裁

判所をもって第一審の唯一の管轄裁判所とすることに合意する。」という内容の専属合意管轄条項が存在する。また、原告 A と被告フジオフードシステムが締結した「神楽食堂 串家」フランチャイズ基本契約書の第42条においても同内容の条項が存在する。これらはいずれも「本部」、すなわち、被告フジオフードシステムの本店所在地（大阪府）を管轄する大阪地方裁判所を専属合意管轄とする旨合意したものに他ならない。そして、訴状を見る限り、原告らの被告フジオフードシステムに対する請求は、本件各加盟契約の締結と各加盟契約の義務の履行に関するものであるから、まさに本件各加盟契約に関連するものである。したがって、本件各加盟契約に関連する一切の紛争に該当し、専属的管轄合意の効力が及ぶ。

(2) そして、本件各加盟契約にそのような合意がある以上、フランチャイザーである主たる被告フジオフードシステムのみならず、被告ベンチャー・リンクに対しても専属的管轄合意の効力は及ぶと解される。

すなわち、上記専属合意管轄条項は、本契約および本契約に付随して締結された契約、覚書その他の合意に関連する一切の紛争は大阪地方裁判所の専属管轄に属する旨合意しているものであり、これは、本件各加盟契約に起因する紛争は、たとえ、当該合意の当事者以外の者を含んでいたとしても、全て一体のものとして大阪地方裁判所で解決するとの趣旨であると解される。そして、被告フジオフードシステムからの業務委託により経営指導等を行っていた被告ベンチャー・リンクに対する請求も、本件各加盟契約の締結と各加盟契約の義務の履行に関するものであって、本件各加盟契約に関連する紛争に該当する。さらに、被告ベンチャー・リンクに対する請求というのは、本件各加盟契約の当事者であって主たる被告である被告フジオフードシステムが損害賠償責任を負うことを前提とした従たる請求であるから、上記専属合意管轄条項に従って、主たる請求である被告フジオフードシステムに付随して一体として解決されるべきものであることは明らかである。

よって、本件専属的合意管轄の効力は、被告フジオフードシステムに対する請求のみならず、被告ベンチャー・リンクに対する請求にも及ぶとすべきである。

(3) したがって、原告らが被告ベンチャー・リンクに対する請求を御庁に提起したことは管轄違いであるから、被告ベンチャー・リンクに対する請求につき、専属的合意管轄を有する大阪地方裁判所に移送されたく、民事訴訟法16条1項により申し立てる。

2 裁量移送（民事訴訟法17条）

(1) 既に述べたとおり、主たる被告である被告フジオフードシステムに対する

請求については、大阪地方裁判所に専属的合意管轄があることが明白であり、管轄違いにより移送されることになる。

ここで仮に被告ベンチャー・リンクについて、民事訴訟法第16条1項による移送が認められないとしても、被告ベンチャー・リンクに対する請求は、被告フジオフードシステムに対する請求と、連帯して加盟金及び保証金相当額と支払済みロイヤルティ相当額の一部の賠償を求める事案である点について共通しており、両請求に関する攻撃防御方法も多くが共通していると考えられるところ、被告ベンチャー・リンクに対する請求についてのみ弁論を分離して御庁で審理を行うことは、著しく訴訟経済に反する。また、本件の各被告に対する請求は、一連の共通の事実に基づくものと考えられるから、事実認定さらには本件の請求の当否の判断については、同一の裁判所で併合審理の上、統一的判断がなされることが望ましい。そして、併合審理されるべき裁判所は、当然のことながら、本件各加盟契約の当事者であって主たる被告である被告フジオフードシステムについて専属的合意管轄の存在する、大阪地方裁判所となる。

したがって、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るためには、本件訴訟を大阪地方裁判所に移送することが必要である。

- (2) 以上によれば、仮に、前記1の民事訴訟法16条1項による移送が認められないとしても、被告ベンチャー・リンクに対する請求につき、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために、大阪地方裁判所に移送されたく、民事訴訟法17条により申し立てる。

- 3 以上の理由により、本件被告ベンチャー・リンクに対する請求を大阪地方裁判所に移送する旨の決定を求める。

以上

これは正本である。

平成18年1月12日

東京地方裁判所民事第28部

裁判所書記官 荒 木

